の十一、第二十四号、第二十六号、第二十六号の二、第二十七号の二の四、第二十七号の五、第二十七号の九、第二十九号の十九、第二十九号の二十八又は第二十九号の三十一から第二十九号の三十七までに掲げる行為

ロ　（略）

二　特別保護地区内で行われる行為で次に掲げるもの

イ　第十三条第一号（第十二条第二十六号、第二十七号の二の四又は第二十七号の九に係る部分に限る。）、第十八号又は第二十九号から第三十六号までに掲げる行為

ロ　（略）

三～二十三　（略）

二十四　環境省、都道府県若しくは公園管理団体の職員又は環境省若しくは都道府県から委託を受けた者が利用調整地区の巡視又は調査を行うこと。

二十五　（略）

（普通地域内における届出を要しない行為）

第十五条　法第三十三条第七項第五号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　第十二条第一号から第十号の十五まで、第十九号から第二十二号まで、第二十三号から第二十六号の二の二まで、第二十八号、第二十九号若しくは第二十九号の三十一から第二十九号の三十七までに掲げる行為又は第十三条の三第二号から第四号まで、第六号、第九号、第十一号、第十二号若しくは第二十七号に掲げる行為

二　（略）

三　地表から一メートル以下の高さで、広告物等（表示面の面積が一平方メートル以下であるものに限る。）を設置すること（同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が五平方メートル以下の場合に限る。）。

四～十四　（略）

（削る）

十五～十七　（略）

十八　前条第一号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築に付帯する行為

の十四まで、第十七号の十六、第二十四号、第二十六号、第二十六号の二、第二十七号の二、第二十七号の五、第二十七号の九、第二十七号の十、第二十七号の十の三から第二十七号の十四まで、第二十九号の十三、第二十九号の十九又は第二十九号の二十八に掲げる行為

ロ　（略）

二　特別保護地区内で行われる行為で次に掲げるもの

イ　第十三条第一号（第十二条第二十六号、第二十七号の九、第二十七号の十又は第二十七号の十の三から第二十七号の十四までに係る部分に限る。）、第二号、第二号の三から第九号まで、第十五号（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係るものに限る。）、第十六号、第十七号（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係るものに限る。）又は第十八号に掲げる行為

ロ　（略）

三～二十三　（略）

二十四　環境省又は都道府県の職員が利用調整地区の巡視を行うこと。

二十五　（略）

（普通地域内における届出を要しない行為）

第十五条　法第三十三条第七項第四号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　第十二条第一号から第十号の十三まで、第十九号から第二十二号まで、第二十三号から第二十六号の二の三まで、第二十八号若しくは第二十九号に掲げる行為又は第十三条の三第二号から第四号まで、第六号、第九号、第十一号、第十二号若しくは第二十七号に掲げる行為

二　（略）

（新設）

三～十三　（略）

十四　第十四条第一号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。

十五～十七　（略）

（新設）